



2019年1月18日

各 位

会 社 名 株式会社ノジマ
 代表者名 取締役兼代表執行役社長 野島 廣司
 (東証第一部・コード：7419)
 問合せ先 執行役財務経理部長 田之頭 泰彦
 (TEL. 050-3116-1220)

Courts Asia Limited の株式取得（子会社化）に対する株式公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、2019年1月17日の取締役会において、当社の子会社で、2018年12月19日付けで設立した Nojima Asia Pacific Pte.Ltd.（以下「Nojima Asia」といいます。）を通じて、シンガポールを本社とし、シンガポール証券取引所に上場している、家電、IT 製品及び家具の小売事業をシンガポールとマレーシアを中心に展開する Courts Asia Limited（以下「CAL 社」といいます。）の発行済株式総数の全株式を対象とした金銭を対価とする任意的公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、子会社化を目指すことを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本公開買付けは、日本の金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する公開買付けには該当しません。

1. 株式の取得の理由

当社グループは、国内において、主にデジタル AV 関連機器、家庭用電化製品、IT・情報関連機器等の販売及び関連サービスの提供を行うデジタル家電専門店の運営、携帯電話販売及び関連サービスの提供を行うキャリアショップの運営、並びにインターネット接続サービス・Web サービス事業を運営しております。また、海外においては、既にカンボジアにおいてデジタル家電専門店の2店舗展開しております。

CAL 社及びその子会社(以下「CAL グループ」といいます。)は、東南アジアにおける電気製品、IT 製品及び家具の有数な小売業者です。CAL グループは、小売業者として、提携サプライヤーとの緊密な協力体制のもと、シンガポール、マレーシア及びインドネシアの市場において電気製品、IT 製品及び家具を販売しています。イギリスにおける家具の小売業を起源とし、1974 年にはシンガポール、1987 年にはマレーシアにそれぞれ拠点を設け、インドネシアには 2014 年に進出しています。CAL 社は、2012 年よりシンガポール証券取引所に上場しております。

当社は、今後、更なる成長が期待できる東南アジア家電小売市場への本格参入を図るために検討を続けてまいりましたが、今回、CAL 社の株式を取得することにより、東南アジアでの事業基盤を獲得し、当社のノウハウを活用し、また互いの強みを持ち寄りながら付加価値を向上させて参ります。さらに今後東南アジアを中心としてグローバルでの事業拡大を目指します。

2. 公開買付けの概要

(1) 公開買付実施者	Nojima Asia Pacific Pte. Ltd.
(2) 公開買付対象会社	Courts Asia Limited
(3) 公開買付けの期間	以下の日程で、本公開買付けを実施する予定ですが、公開買付けの応募の状況等の諸事情により、変更される場合があります。 2019年1月下旬又は2月上旬：株主へのオファー・ドキュメントの発送 2019年3月上旬：オファー受付終了予定

(4) 買付けを行う株券等の種類	普通株式
(5) 公開買付けの価格	普通株式1株当たり0.205シンガポールドル(約16.4円) (注)公開買付けの価格は、CALグループの業績等を総合的に勘案し決定しています。 (注)為替レート1シンガポールドル=80円で円換算しています(以下同様。)
(6) 公開買付けに要する資金	約110,000,000シンガポールドル(約8,800,000,000円) (注)CAL社の発行済株式総数の全株式の買付けに関する支払いを行うために要する金額を記載しております(買付資金は、全額当社の自己資金で支払う予定です。)
(7) 買付予定株券等の数	買付予定数:517,464,469株(2018年12月13日現在)シンガポールの法制度に基づき、本公開買付けは、本公開買付けへの応募株式数が募集期間終了時にCAL社が発行している株式総数(自己株式を除く。)の50%超となることを成立条件としております。また、買付予定数の上限は設定しておりません。
(8) 買付けによる所有株式数の異動	買付前所有株式数 0株 特別関係者の所有株式数 0株 買付後所有株式数(予定)517,464,469株 買付後所有株式数(予定)は買付予定の発行済普通株式全株(自己株式を除く。)を買い付けることができた場合の株式数を記載しており、今後新株を引き受ける権利の行使等により発行される可能性のある新株の株式数は勘案しておりません。
(9) その他	本公開買付けにおいては、CAL社の発行済株式総数の73.8%を保有する大株主であるSingapore Retail Group Limitedがその保有する株式の全てを本公開買付けに応募する旨に同意しております。この応募が実行されれば、本公開買付けへの応募株式数が募集期間終了時にCAL社が発行している株式総数(自己株式を除く。)の50%超となることから、本公開買付けは成立する見込みです。

3. 公開買付対象会社(CAL社)の概要

(1) 名称	Courts Asia Limited					
(2) 所在地	50 Tampines North Drive 2, Singapore 528766					
(3) 代表者の役職・氏名	Terence Donald O'Connor, Executive Director and Chief Executive Officer					
(4) 事業内容	家電、IT製品及び家具の小売事業					
(5) 資本金	267,329,001シンガポールドル(約21,386,320,080円)					
(6) 設立年月日	2010年1月18日					
(7) 大株主及び持株比率	Singapore Retail Group Limited: 73.82%					
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社と対象会社に記載すべき資本関係はありません。				
	人的関係	当社と対象会社に記載すべき人的関係はありません。				
	取引関係	当社と対象会社に記載すべき取引関係はありません。				
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態						
決算期	2016年3月期		2017年3月期		2018年3月期	
	(千シンガポールドル)	(千円)	(千シンガポールドル)	(千円)	(千シンガポールドル)	(千円)

連結純資産	216,298	17,303,840	218,530	17,482,400	230,202	18,416,160
連結総資産	800,258	64,020,640	749,047	59,923,760	749,045	59,923,600
1株当たり連結純資産	41.4	3,312	42.5	3,400	44.7	3,576
連結売上高	751,889	60,151,120	740,539	59,243,120	713,139	57,051,120
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,831	546,480	23,743	1,899,440	8,051	644,080
1株当たり連結当期純利益	1.29	103	4.59	367	1.56	124
1株当たり配当金	1.29	103	1.29	103	-	-

4. 公開買付実施者 (Nojima Asia) の概要

(1) 名称	Nojima Asia Pacific Pte. Ltd.	
(2) 所在地	80 Robinson Road #02-00 Singapore 068898	
(3) 代表者の役職・氏名	マネージング・ディレクター 田之頭 泰彦	
(4) 事業内容	当社の海外子会社の運営管理	
(5) 資本金	112,000,000 シンガポールドル (約 8,960,000,000 円)	
(6) 設立年月日	2018年12月19日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社ノジマ 100%	
(8) 上場会社と 当該会社の関係	資本関係	当社が当該会社の株式の100%を保有しております。
	人的関係	当社の執行役1名と従業員1名が当該会社の取締役を兼務しています。
	取引関係	当社との間に記載すべき取引関係はありません。

5. 今後の見通し

本公開買付けの結果については判明次第、速やかに公表いたします。また、本件による当期連結業績への影響は軽微ですが、業績予想に与える影響が生じた場合は、詳細が確定次第、東京証券取引所の適時開示規則に基づき適切に公表いたします。

6. その他

本公開買付けにおいては、CAL社の発行済株式総数の73.8%を保有する大株主であるSingapore Retail Group Limitedがその保有する株式の全てを本公開買付けに応募する旨に同意しております。また、当社は、本公開買付けの結果、非上場化に必要な数の応募を獲得し、CAL社の発行済株式総数の10%の株式（自己株式を除きます。）が500名以上の一般の株主に保有される状態（以下「浮動株要件」といいます。）が失われることとなる場合、CAL社の経営及び運営に対するコントロール及び影響を効率化すべく、CAL社を非上場化することも検討します。Nojima Asiaが、本公開買付けによりCAL社の発行済株式総数（但し、Nojima Asia若しくはその関係会社又はこれらのためにCAL社の株式をその名義で保有する者を通じて保有していたCAL社の株式を除きます。）の90%以上の株式を取得することとなった場合、Nojima Asiaは、シンガポール会社法215条1項に基づき、本件公開買付けに応募しなかった株主から強制的にその保有する株式を公開買付け価格で買い取る権利を取得します。Nojima Asiaは、当該権利を取得した場合、同権利を行使する予定であり、浮動株要件が満たされない状態となった結果、シンガポール証券取引所におけるCAL社の株式の取引が停止された場合においても、上場を維持するための方策を講じる予定はありません。

当社の取締役（本アナウンスメント準備の管理を委託した取締役を含みます。）は、本プレスリリースに記載された事実や意見が公正かつ正確であり、本プレスリリースに記載されていない重要な事実であってその不記載が誤解を招くようなものもないように本プレスリリースを作成すべく、合理的な注意を果たしております。また、CAL社から取得した情報、又は公から取得した情報について、当社の取締役は、当該情報が正確に取得され、又は正確に本オファー書類に反映されたものであることを確認すべく合理的な照会を行っております。

以上